

日本司法支援センター 年度評価 総合評価様式

1. 全体の評価					
評価 (S、A、B、C、D)	B：中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評価の状況			
		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
		B			
評価に至った理由	項目別評価では、A評価が●項目、B評価が●項目、C評価が●項目あり、中期目標の達成に向けておおむね順調な組織運営が行われていること、また、全体の評価を引き下げるべき事象もなかったことから、「日本司法支援センターの業務実績評価に係る基本方針」に基づきB評価とした。				

2. 支援センター全体に対する評価	
支援センター全体の評価	事務所の存置等（項目1－5）については、司法過疎地域事務所の設置場所を1か所選定した上、設置へ向けて調整及び準備を進めるに至り、一定の前進があった。また、高齢者、障がい者等への合理的配慮を的確に行うための取組を実施した。 司法アクセス拡充のための体制整備（項目1－6）については、全ての地方事務所において地方協議会を開催するとともに、地域課題を把握し、優先課題を解消する取組等により、民事法律扶助に基づく法律相談の実施件数に関する指標の目標を達成した。また、靈感商法等に関する取組を継続し、極めて短期間のうちに所要の準備を整え、特定被害者法律援助業務の開始に至るなど、社会のニーズに迅速かつ的確に応えた。 民事法律扶助業務（項目2－9）については、関係機関等との連携等の地道な取組により、出張相談及び特定援助対象者法律相談援助の各件数を増加させ、指標の目標を達成したほか、法律相談援助のWeb予約を全国展開するなどして、支援の充実や利便性の向上に努めた。 犯罪被害者支援業務（項目2－12）については、弁護士に向けた業務説明等や、関係機関等との協議等を積極的に実施し、指標の目標を達成した。また、参考指標であるDV等被害者法律相談援助実施件数のほか各種件数が大幅に増加する中、ニーズに応じて支援を適切に行った。 多様な司法アクセス障害等に対応した業務の充実（項目2－13）については、指標である多言語情報提供サービスによる対応件数を増加させ、目標を達成したほか、令和6年能登半島地震の被災者に対し、速やかに被災者法律相談援助を開始するなどして、迅速かつ的確に対応した。 一般管理費及び事業費の効率化（項目3－14）については、人件費の合理化・効率化を進めたほか、経費削減等により、指標である一般管理費及び事業費に関する削減目標を達成した。 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等（項目4－17）については、被援助者の属性・滞納状況等に応じた各種督促等の取組により、指標である償還率及び償還滞納率に関する目標を達成した。 内部統制の確実な実施（項目5－19）については、各種会議等により情報共有を徹底するとともに、情報セキュリティ対策基準を改正するなどしてガバナンスの強化に努めた。また、各種監査やリスク管理委員会における課題の進捗管理等の取組により、監査・コンプライアンスの一層の充実・強化を図った。 業務内容の周知を図る取組の充実（項目5－20）については、訴求対象や目的・効果に応じて各種媒体を活用し、積極的に広報活動を行い、指標である業務認知度等に関する目標を達成した。 その他の項目についても、おおむね所期の目標を達成していると認められ、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	常勤弁護士の採用及び配置（項目1－2）については、退職者減少へ向けた取組の運用状況を見定め、必要に応じてさらなる対応策を講じるとともに、従前の評価委員会において幾度か指摘されているとおり、常勤弁護士の新規配置が進まない原因等の分析結果や具体的対応策の検討・実施状況等を明らかにすることが求められる。また、長年にわたって新規配置が進まない地域については、常勤弁護士の未配置が地域の司法アクセスに与える支障の有無等を調査し、常勤弁護士の配置に代わる司法アクセス向上の方策を検討されたい。 常勤弁護士の資質の向上（項目1－3）については、研修のあり方につき効果測定の結果をも踏まえて検討するよう期待する。 一般契約弁護士・司法書士の確保（項目1－4）については、民事法律扶助契約弁護士数の増加幅が鈍化していることに関し、原因を分析した上で、主たる給源である新規登録弁護士に対する働きかけの充実・強化等、必要な対応策について検討し、その結果を示すよう求めたい。 事務所の存置等（項目1－5）については、司法過疎地域事務所の設置に向けた取組を引き続き積極的に進めるとともに、その検討・協議の状況等を明確化することが求められる。 法教育事業及びその関連事業（項目2－8）については、前年度の評価委員会において指摘されているとおり、法教育の効果についても定量的かつ定性的に把握・検証し、その結果を活用することが期待される。 民事法律扶助業務（項目2－9）については、電話等相談援助実施件数の減少に関し、司法過疎対策を含む事業全体のデジタル化推進との関係等を踏まえつつ、対応策の検討が求められる。 司法過疎対策業務（項目2－11）については、司法過疎地域において積極的にデジタル技術を活用する方策を検討し、試行するよう求めたい。 犯罪被害者支援業務（項目2－12）については、今後、必要な人員を確保するなどして、円滑に犯罪被害者等支援弁護士制度の運用を開始するよう期待する。 事業の効率化（項目3－15）については、事業の各分野におけるデジタル化の推進等により、業務運営のより一層の効率化を期待する。 業務内容の周知を図る取組の充実（項目5－20）については、広報活動に要した費用及びその効果の分析に関し、費用対効果の点をも踏まえて、効率的かつ効果的な広告媒体・方法の選択について検討し、その結果を明らかにするよう求めたい。
その他改善事項	特に記載すべき事項はない。

4. その他事項	
監事等からの意見	特に記載すべき事項はない。
その他特記事項	特に記載すべき事項はない。